

盛岡市監査委員告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 16 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 2 月 9 日付け 28 盛監第 60 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 都市整備部に係る指摘事項                  |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

29 盛 都 第 2 0 号  
平成 29 年 4 月 28 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 2 月 17 日付け 28 盛監第 60 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部都市計画課）

補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 全額前金払いした補助金の履行確認において、検査調書の作成が行われていないもの
- (2) 契約の締結において、契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

補助金の交付に当たり、全額前金払いした補助金についても完了確認調書を作成することとし、適正な事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

補助金の交付に当たり、契約書に添付する書類について、課内研修で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、精算書の内容確認をもって検査を完了しているものと誤認していたこと及び前例踏襲したことによるものである。

今後は、補助金交付事務について整理表を作成し、複数の職員によるチェックを確実にを行うよう事務を進めることで、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、契約事務の認識不足から契約書へ添付する書類の確認が不徹底だったことによるものである。

今後は、チェックリストにより複数の目で添付書類の確認を徹底することで、再発防止に努める。